

公益財団法人新潟市スポーツ協会
令和2年度 臨時理事会（決議省略）議事録

- 1 臨時理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (1) 議案 第1号 令和2・3度「役員選定」について
議案第1号により、中原 八一理事を会長（代表理事）に、
山内 春夫理事・荻莊 誠理事・坂上 昭理事・中静 浩一理事・
前田 秀子理事、以上5氏を副会長に、木津 茂理事を専務理事に、
武藤 正明理事を常務理事に、選定した。
 - (2) 議案 第2号 令和2・3年度専門委員会委員の選出について
議案第2号より、総務委員会、財務委員会、普及・広報委員会、
育成・強化委員会の各委員を選定した。
- 2 臨時理事会の決議があったものとみなされた事項を提案した理事の氏名
理事 中原 八一
- 3 臨時理事会の決議があったものとみなされた日
令和2年6月30日（火）
- 4 議事録の作成に係る職務を行った理事 中原 八一

理事総数 25名 監事総数 3名

令和2年6月23日（火）、理事である 中原 八一が理事の全員及び監事の全員
に対して、臨時理事会の決議の目的である事項について、上記内容の提案書を発
し、当該提案につき、令和2年6月30日（月）までに理事全員から書面による同
意の意思表示と監事全員から書面による異議がない旨の意思表示を得た。

については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用す
る同法第96条に基づく臨時理事会の決議の省略の方法により、当該提案（議案）
を承認可決する旨の臨時理事会の決議があったものとみなされた。

上記のとおり、臨時理事会の決議があったとみなされた事項を明確にするため、本
議事録を作成し、本事項を提案した理事及び議事録の作成に係る職務を行った理事
は、次に記名押印する。

令和2年6月30日

代表理事 中 原 八 一